

奈良県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、勢野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年十月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡島 三千男	生駒郡三郷町勢野西二―六―二七
〃	岡田 和久	〃 勢野東二―七―三三
〃	寺田 義一	〃 勢野西二―一―二二
〃	梅本 健	〃 勢野東二―一―一六
〃	吉里田 勝久	〃 六―六―五
〃	森田 昌宏	〃 三―一〇―三〇
〃	森田 誠一	〃 四―一二―五
〃	吉岡 義則	〃 勢野西三―六―五
監事	井上 幸司	〃 二―三―四四
〃	大東 善美	〃 勢野東四―六―一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡島 三千男	生駒郡三郷町勢野西二―六―二七
〃	岡田 和久	〃 勢野東二―七―三三
〃	寺田 義一	〃 勢野西二―一―二二
〃	森田 誠一	〃 勢野東四―一二―五
〃	森田 昌宏	〃 三―一〇―三〇
〃	吉岡 義則	〃 勢野西三―六―五
〃	坂口 昌弘	〃 勢野東五―七―二四
〃	米山 弘子	〃 二―三―二〇
監事	井上 幸司	〃 勢野西二―三―四四
〃	大東 善美	〃 勢野東四―六―一六